

# 地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による 若者の修学及び就業の促進に関する法律

平成30年6月1日公布

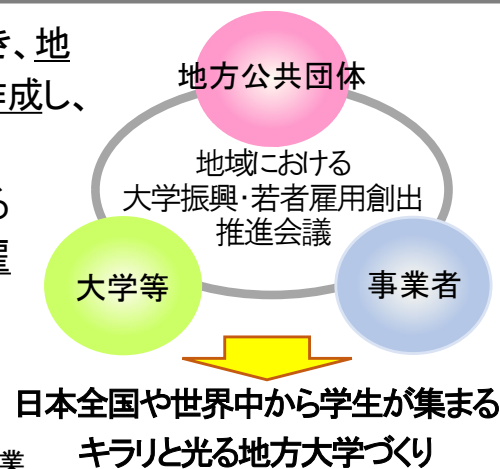
我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

## 法律の概要

### (1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度 (キラリと光る地方大学づくり)

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。【第4条及び第5条関係】
- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。【第10条関係】
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。【第11条関係】

(※)内閣府交付金分70億円(文部科学省予算等を含む地方大学・地域産業創生事業100億円の内数)【平成30年度予算】



### (2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制【第13条関係】

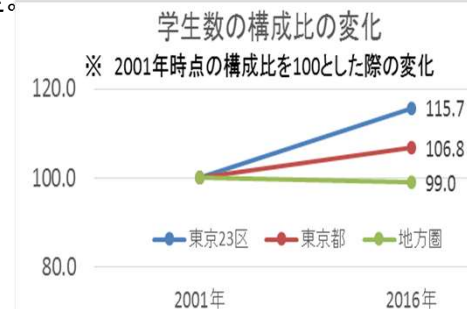
平成30年10月1日施行

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない(10年間の時限措置)。

(※)学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。

#### ○ 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置(5年間の経過措置)



### (3) 地域における若者の雇用機会の創出等【第15条関係】

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

#### 【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

## 目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。  
(参考:2016年の東京圏への転入超過数は約12万人)

## 前提

- 地方大学・産業創生法に基づき、大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内の大学等の学部等の収容定員（以下、「特定地域内学部収容定員」）を増加させてはならない。（10年間の時限措置）

※東京23区を“特定地域”として政令で別途規定



- 東京23区内においては、大学や学部学科の新設、収容定員の増加、東京23区外からのキャンパス移転等東京23区内において収容定員を増加させることは原則認められない。
- 法令で定められた例外事由に該当する場合のみ増加が認められ、その場合には、文部科学大臣への届出が必要。
- 大学院、夜間学部、通信制は規制の対象外

## 特定地域内学部収容定員の算定

- 学部によっては、学年や学科でキャンパスが異なる場合があり、どのようにして特定地域内学部収容定員を算定すべきか。
- 特定地域内に所在する校舎で受けることができる授業科目の単位数が、全ての授業科目数の二分の一を超える学科の学年を基準に、その学年の収容定員を学部単位で合算し、特定地域内学部収容定員として算定する。

【事例：年次によって、特定地域内外で授業が行われている例】

A 学部の特定地域内学部収容定員

$$\begin{aligned}
 &= \text{B 学科の年次別収容定員} \\
 &\quad (\text{3年次の100} + \text{4年次の100}) \\
 &\quad + \\
 &\quad \text{C 学科の年次別収容定員} \\
 &\quad (\text{3年次の100} + \text{4年次の100}) \\
 &= 400\text{人}
 \end{aligned}$$

		A 学部			
		4 年次		4 年次	
B 学科		100		100	
		3 年次		3 年次	
		100		100	
		2 年次		2 年次	
		100		100	
	1 年次		1 年次		
	100		100		
					C 学科

灰色部分が特定地域内存在する定員

## 収容定員増抑制の例外事由について

- 学部改組等スクラップアンドビルドによる場合や地域における若者の著しい減少につながらないとして法令で規定した事項に該当する場合は、文部科学大臣に届出を行った上で、特定地域内学部収容定員の増加が可能。

## 【例外事項一覧】

- スクラップアンドビルドや合併等により既存学部の特定地域内学部収容定員を削減し、その範囲内で特定地域内学部収容定員の増加
- 外国人留学生  
⇒出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に記載する在留資格を有する学生
- 社会人（就業者、退職者・休業者、主婦・主夫等）  
⇒恒常的な収入を得ていること、特定地域その他通常通学できる地域に住所を有していること等の要件を満たす学生
- 修業年限の延長  
⇒薬学部を4年制から6年制にする場合、短期大学を2年制から3年制にする場合
- 修業年限の前半に限定して特定地域で定員を増加する場合  
⇒後半を含む修業年限の2分の1以上の期間においては、  
①一都三県外の校舎で継続的に授業を受けることが確保され、かつ、②その期間を通じて必修科目が配当されていること
- 医学部の地域枠
- 世界最高水準の外国の大学 等

## 本抑制措置の経過措置について

- 今年度より施行された専門職大学等や本法律の施行以前より特定地域内学部収容定員の増加に向け大学で準備が行われていた場合について以下のとおり経過措置を設けている。
- 令和6年3月31日までに専門職大学の設置や収容定員の増加等について認可を受けた場合
- すでに校舎の新設等特定地域内学部収容定員の増加に向け相当程度の準備を行っていた場合
  - ⇒法令で定める3要件を全て満たす場合
  - 意思決定
    - ①特定地域内学部収容定員を増加する方法
    - ②増加させる特定地域内学部収容定員の数
    - ③関係する全ての校舎の所在地
  - 公表の方法
 

刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図る方法で公表されていること
  - 契約その他の行為
    - ⇒特定地域内学部収容定員を増加させる目的で行う次のいずれかに該当するもの
    - ①校舎の建設等（新築、増設、改築、改修）又は購入
    - ②校舎の建設等の工事に関する施行・設計・監理・調査
    - ③校舎を建設するための土地の購入・借受け・整備
    - ④教育の用に供する施設の整備又は機械・器具の購入等（必要な校舎が既に建設等されている場合であり、特定地域内学部収容定員の増加に必要な量を準備した場合に限る。）
  - 上記の実施時期
    - ①学校教育法上の認可事項・・・平成29年9月30日まで
    - ②その他の事項・・・平成30年9月30日まで

## 届出の期限について

- 本規制の例外事項や経過措置に該当し、特定地域内学部収容定員の増加を行う場合には文部科学大臣への届出が必要
- 届出の期限は特定地域内学部収容定員を増加させる事由によって異なる

- 学校教育法に基づく認可申請又は届出を行わなければならない事項により特定地域内学部収容定員を増加させる場合

➡ 当該認可申請又は届出の前までに届出が必要

- 上記以外の方法によりスクラップアンドビルド等ですでにある特定地域内学部収容定員の減少と併せて特定地域内学部収容定員を増加させる場合

➡ 特定地域内学部収容定員の減少を開始する前

- その他の場合

➡ 特定地域内学部収容定員を増加させる年度の前年度の4月1日から12月31日まで

## その他

- ✓ 届出の様式、手引き等は文部科学省ホームページに掲載

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/teiinyokusei/1409858.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/teiinyokusei/1409858.htm)

特定地域内学部収容定員の増加に係る届出書類及び作成の手引

検索



- ✓ ご不明な点等があれば下記宛先までご連絡ください。

担当部署：高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

電話番号：03-5253-4111（内線3772）

メールアドレス：koutoukikaku@mext.go.jp